

## 裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市北区西天満三丁目13番9号  
西天満パークビル4号館4階  
やまびこ法律事務所  
弁護士 木下 裕一

処分庁



審査請求人が令和2年3月19日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が令和元年12月18日付けで行った2件の法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成26年6月1日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和元年12月18日付けで、請求人に対し、請求人の子(以下「子」という。)の一時保護に伴う同年6月から同年11月分までの基準生活費の過払いについて、法第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件処分1」という。)を行った。
- 3 処分庁は、令和元年12月18日付けで、請求人に対し、児童手当の受給額の変更に伴う同年

8月から同年11月分までの基準生活費の過払いについて、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）を行った。

4 請求人は、令和2年3月19日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

##### ア 本件処分に至る経緯

(ア) 請求人の世帯は、平成26年6月1日から現在に至るまで、生活保護を受給している。

(イ) 子は、平成29年12月26日、子ども家庭センターに一時保護され、その後児童養護施設に入所していたが、平成31年3月25日に措置解除され、請求人との同居を始めた。それにより、請求人家庭に支給される児童手当が平成31年4月から月額1万5000円から2万5000円に増額されたうえ、生活保護の基準生活費も増額された。

(ウ) 令和元年5月10日、子は、再び子ども家庭センターに一時保護（以下「本件一時保護」という。）された。

(エ) 請求人は、同月13日、本件一時保護について、請求人世帯の生活保護担当者であるA氏に対して報告した。なお、報告が本件一時保護の3日後になった理由は、本件一時保護が金曜日の夕方に行われ、報告が休日を含んだ月曜日になったためである。

(オ) 報告を受けたA氏は、請求人に対し、了承した旨を述べただけであって、本件一時保護によって、今後の生活保護の基準生活費及び児童手当が減額される、あるいは減額の可能性があるという説明は一切しなかった。

(カ) その後もA氏及び他の職員から、本件一時保護を理由とする生活保護の基準生活費及び児童手当の減額の可能性について、何らの指導、教示もなかった。

また、本件一時保護の経緯についても、A氏及び他の職員から請求人に対し問い合わせることもなかった。

(キ) 請求人は、本件一時保護には同意していたものの、子ども家庭センターが子を児童養護施設に措置することには同意しなかったため、同年10月16日、子ども家庭センター所長は、家庭裁判所に児童福祉法28条審判を申し立てた。

なお、令和2年2月21日、申立てを認容する審判がなされ、子は児童養護施設に措置された。

(ク) 令和元年12月3日、A氏から請求人に対し電話連絡があり、子の一時保護の状況を聞かれたため、請求人は、まだ一時保護中である旨回答した(本件処分2の通知文書の「返還の理由」の欄に、収入申告があったのが12月3日である旨記載されているが、処分庁は、この電話のやりとりを収入申告と解しているようである。)

(ケ) 同月18日、本件処分がなされ、本件処分に関する通知文書が同月19日に発送され、同月20日に請求人に到達した。

(コ) 同月25日、請求人は、処分庁に行き、A氏と面談した。その面談において、本件処分による返還金の返還方法について説明を受けた。特に事情を聞かれることなく、「全額返還することになっている」旨の説明を受けたのみであって、分割返還を怠ると生活保護を廃止すると言われたため、納得できないまま、毎月計5000円を3年間分割返還していく旨(ただし、最終月である令和4年12月は、計4万6100円である。)の納付誓約書に署名、押印した。

(サ) 分割返還の最初の納付期限は令和2年1月末日であったが、請求人は本件処分に納得していなかったため、分割返還をしなかった。すると、A氏から何度も分割返還するよう督促の電話連絡があり、また、分割返還しなければ生活保護を廃止する旨伝えられたため、2月29日にやむなく5000円を返還した。

#### イ 処分庁が本件一時保護の状況把握を漫然と放置したこと

請求人は、本件処分の原因となった子の家庭復帰(平成31年3月25日)及び本件一時保護(令和元年5月10日)について、ただちに担当者に報告しており、生活保護費、児童手当を過大に支給しようとする意図はなく、また、過失もなかった。

一方、処分庁の担当者は、子の家庭復帰から8か月以上、本件一時保護から約7か月後である12月3日に、ようやく請求人らに子の一時保護の状況を確認するに至り、それまでの間は、請求人に対し、子の家庭復帰、本件一時保護の状況を確認することなく放置していた。

子の家庭復帰について報告を受けていれば、児童手当が増額されていることは容易に把握できるものである(現に、生活保護費は増額されている)。また、子ども家庭センターの一時保護についても、親権者の同意のない一時保護については司法審査なしで可能な期間は2か月に制限されていること(児童福祉法33条3項ないし5項)、親権者が児童養護施設措置に同意しない場合には家庭裁判所への審判申立てが予定されていること(児童福祉法28条1項)から、請求人に対し、本件一時保護の状況を確認していれば、子が請求人の家庭で生活していない状況が把握できたはずである。

そのような適切な状況確認を怠らざに行っていれば、処分庁は、速やかに生活保護の基準生活費を減額することができ、また児童手当の増額を把握することができた。現に児童手当については、4か月ごとの支給ということもあり、令和元年8月以降については子の

増額分については支給が停止されている。

したがって、本件処分によって、請求人が計 22 万 1100 円もの金額を返還することになったことの帰責性は、請求人ではなく専ら処分庁にある。にもかかわらず、過大な支給の責めを一方的に請求人に追わせることとなる本件処分は違法である。

ウ．請求人らが最低限度の生活水準を下回ること

また、担当者の A 氏は、本件処分後の請求人との面談において、分割返還しなければ生活保護を廃止する旨申し伝えたうえで、分割返還として、毎月計 5000 円、3 年間の支払う旨の納付誓約書に署名、押印させた。

しかし、請求人はすでに過大に支給された生活保護費は費消しており、返還の資力はない。特に、納付誓約書によれば、令和 4 年 12 月の返還金額は計 4 万 6100 円であり、およそ生活保護家庭にとって、返還不可能な金額が設定されている。

以上、本件処分による返還は、たとえ分割返還であっても、請求人家庭に憲法、法で保障された最低限度の生活水準を下回る生活をさせることとなり、違法である。

エ．本件処分において請求人の自力更生についての配慮がなされていないこと

生活保護費の返還の決定にあたっては、要返還額に被保護者世帯の自力更生やむを得ない用途に充てられた額が含まれていないかどうか、当該額が地域住民との均衡を考慮し、社会通念上許容される限度であるかどうか、被保護者が受けた保護金品の金額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかについて検討すべきである。

しかし、本件処分の決定過程及び分割返還を定めた納付誓約書の作成過程において、処分庁及び担当者は、請求人に対し、現在の資力の状況、子の家庭復帰の見通し、家庭復帰に向けた子ども家庭センター等との交渉状況及び交通費等の費用の状況等を何ら具体的に調査することなく、上記の点を検討した形跡もなく、漫然と本件処分及び納付誓約書の作成を行っている。

東京地判平成 29 年 2 月 1 日判決（事件番号平成 27 年（行ウ）第 625 号）も、児童扶養手当の受給を収入認定する処理が遅れた事案において、「本件処分に至る過程で、（中略）福祉事務所長において、本件処分当時の原告の収入や資産の状況、その今後の見通し、本件過支給費用の費消の状況等の諸事情を具体的に調査し、その結果を踏まえて、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、原告に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、原告及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡は見当たらない」としたうえで、「本件処分は、被保護者の資産や収入の状況等検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、また、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるから、（中略）福祉事務所長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、違法というべきである。」としている。

したがって、本件処分は、上記裁判例に照らしても、請求人の資産状況等検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、処分庁に与えられた裁量権の範囲の逸脱又は濫用が認められるから、違法である。

(2) 審理員が令和2年7月31日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人の収入申告書の届け出義務の理解に関する評価について

(後記2 処分庁の主張(1)ウ(ウ)に対する反論)

そもそも、生活保護受給申請を含む行政手続において、一般市民が行政手続に必要な書類を過不足なく準備することは至難の技である。したがって、行政手続に関する必要書類の提出においては、提出された書類の不備や誤記があることが通常であって、行政手続の担当者も必要に応じて、書類の追完、誤記の修正、書類作成方法の指導等を行なっている。

請求人には軽度の知的障害があり、また請求人の夫(以下「夫」という。)も定職に就労できずにいる状態であって、行政手続のための書類の準備については、一般市民の平均レベルよりもよりサポートが必要な状況であった。

処分庁は、請求人に対し、「生活保護不正受給防止に関する確認書」を説明し請求人が承認したこと、収入報告書を定期的に提出されていることをもって、請求人及び夫が法61条に定める届出の義務を理解していないと言い難いと主張する。

しかし、単に形式的に説明を承認したこと、収入申告書(収入申告書を詳細にみると申告書ごとに記載のばらつき、誤記が散見されることから、請求人及び夫の書類作成能力が十分でないことが窺える。処分庁も主張しているとおり、収入申告書の提出がされていない時があったり、収入申告書の児童手当の受給が「有」とのみ記載されていて、金額が記載されていないことは、請求人及び夫の書類作成能力が十分でないことの典型例である。)を提出していることをもって請求人及び夫が法61条に定める届出の義務を理解していたと判断すべきではない。

イ 請求人が収入申告等の義務を果たしていたこと

(後記2 処分庁の主張(1)エに対する反論)

(ア) 処分庁の主張

処分庁は、①請求人が子が一時保護されたことを電話のみの報告しかなかったこと、②児童手当増額後の収入申告書が提出されなかったことをもって、請求人及び夫が法61条の義務を果たしていなかったと主張する。

(イ) 処分庁が過支給を容易に防ぐことができたこと

しかし、請求人は、平成31年3月25日に子が家庭復帰したこと、令和元年5月10日に子が一時保護となったこと、という児童手当、生活費の増減の原因となる事実関係については、口頭ではあっても報告しており、処分庁もその事実関係を正確に把握していた。処分庁としては、請求人が口頭で報告した情報を基に、請求人に対し、過支給にならないよう、必要書類を提出するよう指導すべきであった。前記アで述べたとおり、請求人及び夫の書類作成能力が低いことは処分庁にとっても明らかであり、書類提出について指導、サポートが必要な状態であることも明らかである。

また、処分庁は、請求人が子の一時保護について口頭で報告した時に処分庁の担当者が一時保護による生活費及び児童手当の減額について説明していないことについて、「一時保護が1か月以内の場合、基準生活費の変更を要しない」ので、説明すべき義務はなかった旨主張する。

しかし、処分庁は、請求人に対し、一時保護が1か月を超えた場合には、基準生活費が変更されること（つまり、手続を放置すると過支給になること）を説明すべきであったし、一時保護が1か月を超える令和元年6月10日以降、一時保護の状況について請求人に説明を求めるべきであった。

以上のとおり、処分庁の担当者が請求人に対し一時保護の状況の確認、必要書類の提出の指導を行なっていれば、少なくとも子の一時保護が1か月を超える時点である令和元年6月10日以降の過支給は容易に防ぐことができた。

(ウ) 処分庁が過支給を防止する注意義務を果たしていないこと

そもそも処分庁は、生活保護決定の処分庁として、請求人のみならず、一般的に生活保護費が過支給にならないよう運用する注意義務を負っている。

処分庁は、子が一時保護されたことを、請求人からの口頭の報告で把握したにもかかわらず、請求人に対し必要書類の提出を促す、一時保護の状況の説明を求めるといった指導、働きかけを一切せず、漫然と放置していた。ようやく令和元年11月20日（本来、基準生活費が変更される基準日である同年6月10日から5か月以上経過した後）になって、ようやく関係機関への照会、請求人への連絡をしたものであり、その間、処分庁の担当者は、関係機関への照会、請求人に対する指導、経過報告の要求、書類提出の指導を一切行っていないことはケース記録票からも明らかである。

(エ) 以上のとおりであるから、請求人及び夫は、法61条に定める届出の義務を果たしており、一連の過支給は「実施責任の責めに帰すべき事由」に該当する。

ウ 納付誓約書の作成、提出過程について

(後記2 処分庁の主張(1)オに対する反論)

請求人が令和2年2月29日に5000円を返還した旨の事実関係の主張については撤回する。

その他の事実関係の主張については、前記1 請求人の主張(1)記載のとおりである。

処分庁は、請求人に対し、過支給を分割返還しなければ生活保護を廃止する旨の説明はしていないと主張するが、事実と反する。

エ 請求人の自力更生に対する配慮について

(後記2 処分庁の主張(1)カに対する反論)

請求人及び夫から収入申告書の提出がなかったり、児童手当の金額に関する記載がなかったことについての主張は、前記アのとおり。

請求人は、子が一時保護をされてから本件処分に至るまで、子の一時保護の解除を求める交渉、代理人弁護士との相談、児童福祉法28条審判への出廷のため、子ども家庭センター、代理人弁護士の事務所、家庭裁判所へ複数回赴き、交通費を支出している。

その費用は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」といえる。

オ 以上のとおり、処分庁の弁明はいずれも失当である

(3) 審理員が令和2年12月16日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 「後記2 処分庁の主張(2) ア 請求人の収入申告書の届出義務の理解に関する評価について」に対する反論

処分庁は、請求人及び夫の児童手当の申告状況を述べ、その評価として、請求人及び夫が法61条に規定する届出義務を理解していないとは言い難いと主張する。

しかし、処分庁の主張する児童手当の申告状況によっても、平成28年5月、平成30年2月は未記載、平成31年2月分は申告書そのものを未提出、平成30年4月から同年9月までは月額である1万5000円を記載するなど、前記(2)アで述べたとおり、申告書ごとに記載のばらつき、誤記が散見されることから、請求人及び夫の書類作成能力が十分でないことが窺える。

したがって、処分庁の主張する児童手当の申告状況は、請求人及び夫が法61条に規定する届出義務を理解していることの裏付けとはならず、むしろ、反論書で主張したとおり、請求人及び夫が法61条に規定する届出義務を理解していなかったことを裏付けるものである。

イ 「後記2 処分庁の主張(2) イ 請求人が収入申告書等の義務を果たしていたことについて」に対する反論

(ア) 届出義務の理解について

処分庁は、平成29年12月26日に請求人及び夫の子が一時保護された時に行った基準生活費の変更決定の際に、子が一時保護され1か月を超えた場合に基準生活費が変更となることを説明したことをもって、請求人及び夫が法61条に規定する届出義務を理解していないとは言い難いと主張する。

しかし、「処分庁が説明したこと＝請求人及び夫が理解したこと」ではないことは自明であり、そのような主張が認められれば、処分庁としては対象者の理解力にかかわらず説明さえすれば、対象者が法61条に規定する届出義務を理解したこととなり、法の趣旨に反する。

また、請求人及び夫は、処分庁から上記説明を受けた直後の平成30年2月の収入申告書は未記載であって、正確に記載できていない。このことから請求人及び夫が届出義務を理解していなかったことが認められる。

(イ) 過支給を防止する注意義務を怠ったことが本件処分の違法となること

また、処分庁は、過支給を防止する注意義務を怠った場合であっても、本件処分が違法、不当とは言えない旨主張している。

一方で、処分庁は、保護の変更処分の「遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとされて」いること、その理由として「行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でない」ことを挙げている。そのうえで「それ以上に遡る期間に関しては、遡及変更による手段を取るができないため、過払いとなった保護費相当額を法第63条における資力として認定する取り扱いとした」旨主張する。

しかし、この処分庁の主張によれば、保護の変更処分の訴求変更の限度を超える期間については、法 63 条における資力として認定することで、処分庁にとっては、保護の変更処分の訴求変更の限度を超えて無限に過支給分の保護費相当額の費用返還を求めることが可能になり、行政処分の遡及変更を制限した趣旨を潜脱することとなる。

したがって、法 63 条の費用返還は、処分庁の自由裁量で決定されるべきでなく、より制限的に運用されるべきである。特に本件処分のように、処分庁が速やかな保護の変更処分を怠った事案(速やかな保護の変更処分を怠ったことは、処分庁自らが認めている。)において妥当する。

裁判例においても、大阪高等裁判所平成 25 年 12 月 13 日判決(事件番号：平成 24 年(行コ)第 170 号、賃金と社会保障 1613 号 49 頁)においては、法 63 条の費用返還について「保護の実施機関の裁量は、全くの自由裁量というべきではなく、その判断が著しく合理性を欠く場合は、その裁量権の逸脱、濫用として違法となる」としたうえで、実施機関の不適切な対応によって保護開始が遅れた事案について、対象者の生活実態や自力更生のための需要等について聞き取り、調査する義務を怠ったとして、法 63 条の費用返還決定を取消している。

したがって、過支給を防止する注意義務を怠った場合であっても、本件処分が違法、不当とは言えない旨の処分庁の主張が失当である。

#### ウ 「後記 2 処分庁の主張 (2) エ 請求人の自力更生に対する配慮について」に対する反論

前記イ (イ) において述べた大阪高等裁判所平成 25 年 12 月 13 日判決は、対象者の生活実態や自力更生のための需要について調査を尽くさなかった点について手続的瑕疵があるとして法 63 条の費用返還決定を取消している。

本件処分において、請求人及び夫の生活実態や自力更生のための需要について、処分庁は何らの調査も行っていない。したがって、本件処分は手続的瑕疵があり、取消されるべきである。

#### (4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和元年 12 月 18 日付けの本件処分 1 通知書には、「1 返還金額 181,100 円」、「2 返還の理由 過払い保護費の調整 貴世帯は、平成 26 年 6 月 1 日より、生活保護法を適用しています。子が、令和元年 5 月 10 日付、子ども家庭センターにより、一時保護が、決定されました。一時保護が決定された翌月から子の基準生活費を計上停止します。よって、令和元年 6 月分から令和元年 11 月分までに支払った保護費に、181,100 円の過払いが、生じました。生活保護法第 63 条の規定により、既に支給した「5」の額のうち、「1」の額について、費用返還決定することを通知致します。」、「5 返還対象額 令和元年 6 月 1 日から令和元年 11 月 30 日までに支払った保護費の総額 1,346,100 円」との記載がある。

イ 令和元年 12 月 18 日付けの本件処分 2 通知書には、「1 返還金額 40,000 円」、「2 返還の理由 過払い保護費の調整 貴世帯は、平成 26 年 6 月 1 日より、生活保護法を適用しています。平成 31 年 4 月分より、児童手当の月額が、15,000 円から 25,000 円に変更とな



っているにもかかわらず、貴殿から収入申告があったのは、令和元年12月3日でした。令和元年8月分から令和元年11月分までの保護費において、40,000円の過払いが、生じたため、生活保護法第63条の規定により、既に支給した『5』の額のうち、『1』の額について、費用返還決定することを通知致します。」「5 返還対象額 令和元年8月1日から令和元年11月30日までに支払った保護費の総額 786,000円」との記載がある。

## 2. 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年5月28日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 本件処分に至る経緯

(ア) 令和元年5月13日

子ども家庭センター、家庭児童相談室より子が同月10日に一時保護されたと報告があった。

(イ) 令和元年11月20日

一時保護された子の基準生活費の停止処理を行った。

(ウ) 令和元年11月20日

児童手当の支給額を本市国民年金主管課に確認を行い、収入認定額を25,000円に変更する処理を行った。

(エ) 令和元年11月20日

夫に対し、児童手当増額に伴い発生する過払い金について法第63条の規定により返還を求める旨の説明を行った。また、子が児童養護施設への一時保護が決定された翌月の6月から11月における居宅基準生活費（以下「生活費」という。）の変更に伴い発生する生活費の過払い金について返還を求める旨の説明を行った。請求人、夫ともに説明に納得し返還の意思を示したが、過払いとなった生活費について、既に費消済みであり、一括での返還が難しいため、分割納付を希望する旨の意思表示があった。

(オ) 令和元年12月18日

本件処分1通知書及び本件処分2通知書及び生活保護法第77条の2の規定による徴収金について（通知）を請求人あてに送付した。

(カ) 令和元年12月25日

請求人及び夫より、処分庁窓口にて納付誓約書（別添納付誓約書）を受理した。

### イ 処分庁の意見

本件処分は、次のとおり法に基づき、適法正当な返還決定処分である。

(ア) 法令等の定め

- a 法第4条第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」としている。
- b 法第31条第2項において「生活扶助のための保護金品は、1月分以内を限度として前渡しするものとする。(以下、略。)」としている。
- c 法第61条において「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」としている。
- d 法第63条において「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなくてはならない。」としている。
- e 法第77条の2において「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村長の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」としている。
- f 生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号）第22条の3において「法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。」としている。
- g 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・（2）アにおいて「恩給、年金、失業保険、その他の公給付（中略）については、その実際額の受給額を認定すること。」としている。
- h 地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・（4）・アにおいて「恩給法、厚生年金法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までに各月に分割して収入認定すること。」としている。

- i 局長通知第10・2・(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)の工によるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(以下、略。)」としている。
- j 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長連絡。以下「問答集」という。)問7-4「同一世帯員のうち児童福祉施設に入所している児童がある場合の基準生活費はどのように算定するのか。」の(答)において、「児童の入所を目的とする児童福祉施設については、入所中当該児童の最低生活費を満たすだけの処遇が行われているものであるから、当該児童を除いた世帯員について基準生活費を算定すれば足りるものである。(以下、略。)」としている。
- k 問答集問7-13「月の途中で保護の開始や保護の変更にあつて、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。」の(答)において、「実施要領の特別の定めとしては次のようなものがある。(中略)(2)保護受給中の者が月の途中で入院した場合の入院患者日用品費の算定取扱い。(3)保護受給中の者が月の途中で介護施設に入所した場合の介護施設入所者基本生活費。(以下、略。)」としている。
- l 問答集問13-2答2において、「(前略)扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻す必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は3ヵ月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。」としている。
- m 問答集問13-17・答において、「法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止、又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等のあった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。(中略)すなわち、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになり、法第80条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである。」としている。
- n 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号)において、「1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて 法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める額を返還額から控除して差し支えない。(以下、略。)」としている。

(イ) 各処分における処分庁の判断

a. 本件処分1について、前記イ(ア) jにより、入所後1カ月を超えた日の属する令和元年6月1日付で子を除いた世帯員について生活費を算定したものである。当該変更処分は令和元年11月20日付で行った。これは、前記イ(ア) bにおいて、生活扶助は1月分内を前渡するものとされており、また、原則として月単位により計上するものであり、前記イ(ア) kにより示されている入院患者日用品費や介護施設入所者基本生活費の取り扱いに準じて、入所月においては日割り計算による減額を行わなかったものである。

上記により、過払いとなった生活費について、民法(明治29年4月27日法律第89号)第703条及び地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第159条に基づき、本来であれば戻入の取り扱いを行うべきものである。しかし、前記イ(ア) i及びkにより、過払いの期間が発見月から前々月を超えている場合は、上記の遡及変更による手段を取ることができないため、過払いとなった保護費相当額を法第63条の資力として認定する取り扱いとした。

なお、費用返還額決定時の自立更生費用に該当するかの検討及び法第80条の適用の可否の検討については、下記(オ)にて述べている。

b. 本件処分2について、前記イ(ア) g・hにより、令和元年11月20日付けで、児童手当の増額分を反映し、収入認定を行っており、過払いとなった保護費については、民法第703条及び地方自治法施行令第159条に基づき、本来であれば戻入の取り扱いを行うべきものであるが、前記イ(ア) i及びkにより、過払いの期間が発見月から前々月を超えている場合は、上記の遡及変更による手段を取ることができないため、過払いとなった保護費相当額を法第63条の資力として認定する取り扱いとした。

なお、費用返還額決定時の自立更生費用に該当するかの検討及び法第80条の適用の可否の検討については、下記(オ)にて述べている。

c. 令和元年12月18日付け「生活保護法第77条の2の規定による徴収金について(通知)」について、上記イ(ア) eに基づき、本件処分2について費用徴収決定を行っている。処分庁は請求人に対して平成26年6月12日に「生活保護不正受給防止に関する確認書」を用いて前項イ(ア) cについて説明を行い、請求人はこれ承認し、世帯員へ説明を行うことも承認している。(別添生活保護不正受給防止に関する確認書参照) その後も収入申告書は定期的に提出されており、請求人及び夫が法第61条に定める届出の義務について理解していないとは言い難く、前項イ(ア) fによる、「実施責任の責めに帰すべき事由」に該当しないものと判断により、当該費用徴収決定を行ったものである。

(ウ) 請求人は前記1請求人の主張(1)イの「処分庁が本件一時保護の状況把握を漫然と放置したこと」において、「本件処分の帰責性は、請求人ではなく専ら処分庁にある。」と主張している。しかしながら、前記イ(ア) cにより、請求人及び夫は処分庁に対し、子が一時保護されたことについて速やかに届出を行う必要があったが、請求人は処分庁担当者から電話により報告を行うのみで、一時保護(委託)決定通知書等の書面の提出や口頭による説明があったのはその後一定期間を置いてからであった。また、請求人が

前記1請求人の主張(1)エ、オにおいて、「一時保護による生活費及び児童手当増額による保護費の減額について説明しなかった」と主張するが、これは一時保護が1ヵ月以内の場合、基準生活費の変更を要しないものであり、また、児童手当の増額については、生活保護受給者の義務として、当然、収入申告すべきであるためである。なお、児童手当が増額となったにも関わらず、増額後最初の入金月である令和元年6月において収入申告書の提出がなされておらず、また、次の入金月である同年10月の収入申告書においても受給が児童手当「有」と記載されているのみであり、その収入額は申告されておらず、請求人及び夫は、法第61条に規定する義務を果たしていないものである。

また、法第63条における「急迫の場合等」の「等」が意味するところは「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等である」(小山新次郎著「改定増補 生活保護法の解釈と運用」)と解釈されており、一定期間を経過後に本件処分を行ったことについて違法または不当な点はないものである。

(エ) 請求人は、前記1請求人の主張(1)ウの「請求人らが最低限度の生活水準を下回ること」において、「(前略)特に、納付誓約書によれば、令和4年12月の返還金額は計4万6,100円であり、(中略)たとえ分割返還であっても、請求人家庭に憲法、生活保護法で保障された最低限度の生活水準を下回る生活をさせることになり、違法である。」と主張しているが、まず、令和4年12月の返還額は41,100円である。次に、請求人及び夫は既に支給した保護費や児童手当の増額分について費消しており、一括で返済できないという申し立てであったため、処分庁は納付誓約書の提出を提案した。本件処分の合計納付月額、請求人の世帯の生活扶助費の1割以下(計5,000円)であり、前記イ(ア)にいう通知においては、法第78条の2第1項「(省略)保護の実施機関が被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、(省略)」にいう「生活の維持に支障がない」とは、支出の節約の努力等により、捻出できる可能な額として、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1章及び第2章に定める加算(障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く)の計上されている世帯の加算相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く)相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとされていることからしても、世帯の状況を勘案して決定したものである。また、令和4年12月の返還額についても、「分納誓約書」の納付計画は36回が回数の上限となり、最終月はそれまでの月や納付を行った場合の納付残額を記載しているまでであり、保護金品については、一般的に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられており、生活を維持しながら被保護者が捻出することも可能であると考えられることから、納入額が判明している中で言えば、支出の節約の努力等により捻出できると考えられるものの、仮に当該月に41,100円が納入できない場合は、最低限度の生活水準を維持する観点から納付計画について改めて相談に応じるものであり、そのことについても処分庁において請求人に説明したうえで作成したものである。

なお、請求人はこの際に、「(前略)分割返還しなければ生活保護廃止する旨申し伝えたうえで、分割返還として、(以下、略)署名、押印させた。」と主張しているが、そのような事実はなく、保護の廃止処分の根拠は、法第26条、法第28条5項、法第62条3

項であり、当該納付誓約書に記入しないことを以って廃止処分を行う根拠はない。

また、請求人は前記1請求人の主張(1)ア(サ)において「(前略)分割返還しなければ生活保護を廃止する旨伝えられたため2月29日にやむなく5,000円を返還した。」と主張しているが、生活保護を廃止する旨を伝えた事実はない。また、5,000円の返還はなされていない。

(オ) 請求人は、前記1請求人の主張(1)エの「本件処分において請求人の自力更生についての配慮がなされていないこと」において、「生活保護費の返還の決定にあたっては、要返還額に被保護者世帯の自力更生やむを得ない用途に充てられた額が含まれていないかどうか(中略)、被保護者が受けた保護金品の金額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかについて検討すべきである。」とし、この根拠として「東京地判平成29年2月1日判決(事件番号平成27年(行ウ)第625号)に照らし、資産状況等検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、処分庁に与えられた裁量権の範囲の逸脱又は濫用が認められるから、違法である。」と述べている。

前記イ(ア)nの通り、法第63条に基づく費用返還については「原則全額が返還対象とすること。」とされている。また、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされており「次に定める範囲」として①から⑥の場合を限定列挙している。これを、本件処分に当てはめると、本件処分1の返還額は、子が一時保護されたことにより発生したものであり、一時保護により転出した子は、児童福祉法により生活費が賄われており、請求人と夫は子の転出を認識した上で子に対する生活費を費消している。よって自立更生の趣旨目的になじまないものである。次に本件処分2の返還額は、一時保護の解除により児童手当が増額したことにより発生したものであり、請求人と夫は増額分について処分庁へ適切に収入申告をせず、本来受給すべき金額を超えた保護費を受給し費消したものである。よって、本件処分1、2は限定列挙されている①から⑥の場合には該当せず、原則どおり全額返還対象としたものである。

また、前記イ(ア)mの通り、法第80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合の返還免除が可能である旨を定めた規定であり、民法第703条(不当利得返還義務)により生じるものである一方で、法第63条の規定は、もとの処分自体は有効とした上で、特別に費用返還義務を定めたものである。既に述べたとおり、請求人及び夫は、子の転出を認識した上で転出した子に対する生活費を費消しており、児童手当については増額後、最初の入金月の令和元年6月の収入申告書の提出がなく、また、次の入金月である同年10月の申告書においては、受給が児童手当「有」と記載されているのみであり、金額の申告はなかった。結果、請求人及び夫は本来受給すべき金額を超えた保護費を受給し、費消したものであるが、本件処分を行った時点で当該保護費を費消した理由について明確な説明がなく、本件処分後の納付誓約書の分割理由においても「生活保護受給中」とだけ記載するものであり、詳細を処分庁は把握ができなかった。これらを踏まえると、法第80条に規定する「やむを得ない事由」には該当しないものであり、同条に基づく返還免除にはなじまない。

以上により、本件処分には、違法又は不当な点はなく、適法正当な返還決定処分であり、

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和2年10月13日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人の収入申告書の届出義務の理解に関する評価について

(前記1請求人の主張(2)アに対する再弁明)

請求人及び夫は、令和2年2月分の収入申告書に入金額の25,000円と記載し提出している。また、過去に遡って児童手当の申告状況について確認すると、平成28年5月受理申告書は未記載であるが、平成28年6月分申告書に60,000円、平成28年10月分申告書に60,000円、平成29年2月分申告書に60,000円、平成29年6月分申告書に75,000円、平成29年10月分、平成30年2月分申告書は未記載、平成30年4月から平成30年9月まで月額15,000円を記載、平成31年2月分の申告書は未提出である。よって請求人及び夫が第61条に規定する届出の義務を理解していないと言いはれ難い。

上記収入申告書については、一部期間の抜粋であること、当該期間以外の収入申告書について、就労収入があれば記載し申告していることを念のため申し添えておく。

イ 請求人が収入申告の義務を果たしたことについて

(前記1請求人の主張(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)に対する再弁明)

請求人は、「請求人及び夫の書類作成能力が低いことは処分庁にとっても明らかであり、書類提出について指導、サポートが必要な状態であることも明らかである。」「以上のとおり、処分庁の担当者が請求人に対し一時保護の状況の確認、必要書類の提出の指導を行っていたら、少なくとも子の一時保護が1か月を超える時点である令和元年6月10日以降の過支給は容易に防ぐことができた。」と主張している。

本件処分の以前に、平成29年12月26日に子が一時保護され、平成30年1月30日に、入所後1か月を超えた日の属する同年1月1日付で子を除いた世帯員について基準生活費を算定し、一時保護(委託)決定通知書の提出を受理した経過がある。当該保護の変更処分を行った際に処分庁は請求人及び夫に対し、子が一時保護され1か月を超えた場合に基準生活費が変更となることを説明しており、前記アで記載したように、請求人及び夫が第61条に規定する届出の義務を理解していないと言いはれ難い。

なお、請求人及び夫は、平成31年3月25日に上記の一時保護が解除された際には、同日中に処分庁へ入所(委託)措置解除決定通知書を提出し届出している。

また、請求人は、処分庁が過支給を防止する注意義務を果たしていない旨の主張をしているが、これを以って本件処分が違法、不当とは言えない。本件のように基準生活費の変更を要する場合、速やかに保護の変更処分を行うことが望ましいが、遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとされており、これは、行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。それ以上に遡る期間に関しては、遡及変更による手段を取ることができないため、過払いとなった保護費相当額を法第63条の資力として認定する取り扱いとしたものである。また、法第63条における「急迫の場合等」の「等」が意味するところは「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等である」

(小山進次郎著 改訂増補 生活保護法の解釈と運用)とされていることから、本件処分のように、速やかな保護の変更処分を怠ったため、事後に過払いとなった保護費相当額の費用返還を求める場合であっても、そのことにより本件処分が違法、不当とは言えないものである。

ウ 納付誓約書の作成、提出過程について

(前記1 請求人の主張 (2) ウに対する再弁明書)

「処分庁は、請求人に対し、過支給を分割返還しなければ生活保護を廃止する旨の説明はしていないと主張するが、事実と反する。」と主張するが、提出済みの前記(1)イ(エ)記載の通りである。

エ 請求人の自立更生に対する配慮について

(前記1 請求人の主張 (2) エに対する再弁明)

今回の反論書において請求人は、「子が一時保護されてから本件処分に至るまで、(中略)交通費を支出している。」「その費用は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度といえる。」と主張しているが、これらの項目は保護申請があっても処分庁が保護費として支給することはできないものである。

問答集第7の1の(4)、一時扶助において、「(前略)しかしながら被保護者の家計規模は一般国民のそれより小さく、やりくりの範囲にも自ら限度があり、予想外の事由により臨時多額の需要が生じた場合には特別の対応が必要となる。(中略)一時扶助は、かかる特定条件下における臨時特別の需要に対応するものである。」とされており、請求人が主張する費用は特定条件下として示されていない。これは逆に、経常的最低生活費の範囲内で賄うべきものであると考えられ、問答集の同項目においても、「(前略)基準生活費や加算等の経常的最低生活費もこのように月々これを完全に消費すべきものということではなく、ある程度の期間を通じてのやりくりを考慮したいわば平均月額的な意味での基準として設定されているわけである。」と示されている。よって、請求人が主張する交通費については毎月の基準生活費のやり繰りの中で対応すべきものであり、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途」に該当しないものである。

なお、費用返還決定時の自立更生に該当するかの検討については、提出済みの前記(1)カに記載の通りである。

最後に、請求人は、「生活保護費の返還の決定にあたっては、被保護者が受けた保護金品の金額返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかについて検討すべきである。」と自立更生に該当するかの検討がなされていないことを理由に本件処分が違法、不当と主張しているが、東京高判平成25年4月22日判決(事件番号平成25年(行コ)第27号)においては、「そして、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない(法61条)とされているにもかかわらず、控訴人及びAは、事前に北区福祉事務所長に対する届け出義務を怠って、中国に渡航及び帰国した。」としたうえで、「したがって、北区福祉事務所長が、控訴人に対し、Aの中国滞在期間中に支給を受けAに係る保護費について返還を命じた本件費用返還命令



が法 63 条の要件に当たらない違法な処分である旨の控訴人の主張は理由がない。」とし、費用返還決定に際して保護実施機関が原告世帯の生活状況、返還によるその影響等をどのように考慮したかについては言及せず、費用返還決定を適法であると判示している。

以上により、本件処分には、違法又は不当な点はなく、適法正当な返還決定処分であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 31 年 3 月 26 日付けのケース記録票には、「子 入所措置解除に伴う世帯分離解除子が措置解除との報告があり挙証資料の提出があった。3 月 25 日付 子 世帯分離解除、児童養育加算を 3 歳～18 歳で 1 人分認定 3 月分 追支給額 6,494 円、4 月分 29,380 円を 4 月 8 日に随時窓口支給する。」との記載がある。

イ 令和元年 5 月 10 日付けのケース記録票には、「家庭児童相談室 担当者より、以下の報告を受けた。平成 31 年 3 月 25 日付、入所措置解除となった子の右頬と左顎、背中に 10 か所のアザが見つかり、5/9 に保育所から子ども家庭センターへその旨を通告。請求人と夫は、兄弟ケンカと公園で遊んでいる時に負傷したもとの語っているとのこと。子は、5/7 に小児科に受診歴あり。」との記載がある。

ウ 令和元年 5 月 13 日付けのケース記録票には、「令和元年 5 月 10 日 20:30 に子ども家庭センターが、請求人宅を訪問し、子を一時保護したと家庭児童相談室 担当者より報告を受けた。子ども家庭センターからの同様の報告を受けている。」との記載がある。

エ 令和元年 11 月 20 日付けのケース記録票には、「国民年金主管課児童手当担当係へ請求人世帯の児童手当の金額について、問い合わせを行い、以下の回答を得た。

平成 31 年 2 月 15 日 (10 月分～1 月分) …60,000 円

令和元年 6 月 14 日 (2 月分～5 月分) …80,000 円

令和元年 10 月 15 日 (6 月分～9 月分) …100,000 円

平成 31 年 3 月 25 日付、子が、入所措置解除となり、家庭引き取りになったため、4 月分から子の分が、増額された。月額 25,000 円…子 10,000 円、第二子 15,000 円

収入認月は、8 月分から。児童手当額に変更が生じていたが、請求人からあった収入申告書に記載なく、児童手当額決定通知書の提出がなかった。よって、8 月分から 11 月分までの児童手当増額分 (10,000 円) については、法第 63 条の規定により費用返還を検討する。」との記載がある。

オ 令和元年 11 月 20 日付けのケース記録票には、「R1. 5. 10 付、一時保護決定された子の基準生活費について、処分庁事務取扱問答集 (問 6-9) に基づいて、一時保護の期間が、1 か月以上を超えているため、入所翌月の 6 月から基準生活費の変更 (日用品費非計上) を行う。一時保護期間中は、児童養育加算の変更は、行わない。6 月から 11 月までの日用品費の削除より発生する過払金は、法第 63 条に基づいて、費用返還を検討する。」との記

載がある。

カ 令和元年11月20日付けのケース記録票には、「夫へ架電。6月14日と10月15日に支給された児童手当の額が、増額変更されているため、児童手当額決定通知書が振込が確認できる通帳の提出を求めた。後刻、請求人、夫来所。児童手当が、振り込まれている通帳について、未記帳部分があったため、記帳し、再提出を指示した。児童手当の増額分については、費用返還を検討する旨を伝えた。子、R1.5.10付、一時保護決定により翌月の6月分から日用品費を削除し、6月分から11月分までの過払金については、費用返還を検討する旨を伝えた。子が、請求人宅で生活しておらず、その分の生活費がかかっていなかったことを説明している。請求人、夫ともに、説明した旨を納得し、費用返還が決定すれば、請求人、夫ともに返還する意思があったが、一括での返還は、難しいため、分割での返還を希望していた。費用返還決定後に、分割納付の相談を受けると伝えた。なお、12月分については、児童手当の変更による収入認定、子の日用品費を停止変更すると併せて伝えている。」との記載がある。

キ 令和元年11月20日付けのケース記録票には、「12.1付、児童手当25,000円に変更。子の日用品費を停止。12.2に218,100円を口座定期にて支給する。」との記載がある。

ク 令和元年11月20日付けで起案した同年12月分の保護決定調書には、決定理由として、「期末一時扶助認定 02 児童手当の変更 05 日用品費停止」との記載がある。

ケ 前記審理関係人の主張の要旨1請求人の主張(4)アと同一書類。

コ 前記審理関係人の主張の要旨1請求人の主張(4)イと同一書類。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条第1項は、「保護の補足性の原理」について、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の

全額を返還額とすべきであると解されている。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社授保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きにおいて、「以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。

(4) 問答集問13の5の「法第63条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とし、(2)において、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として、アからオの額を具体的に記載し、そのエにおいて、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。① いわゆる浪費した額② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額③ 保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」と記載している。

## 2 本件処分について

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その

生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

3

## (2) 本件処分について

処分庁は、令和元年 5 月 10 日に子が子ども家庭センターによって一時保護されたことに伴い、請求人世帯の基準生活費について、同年 11 月 20 日付けで、同年 6 月分の保護費から子に係る基準生活費を削除する決定を行い、同年 6 月から 11 月分までの保護費の過払いについて、法第 63 条により返還を求める本件処分 1 を行ったことが認められる。

また、平成 31 年 3 月 25 日に子の一時保護が解除されたことに伴い、同年 4 月分以降の児童手当の受給額が増額されたため、処分庁は、令和元年 11 月 20 日付けで、同年 8 月分児童手当の収入認定月である同年 12 月分の保護費について児童手当の収入認定額を変更する決定を行い、同年 4 月から 7 月分児童手当の収入認定月である同年 8 月から 11 月分までの保護費に生じた過払いについて、法第 63 条により返還を求める本件処分 2 を行ったことが認められる。

処分庁は、本件処分 1 について、請求人と夫は子の転出を認識した上で子に係る保護費を生活に費消しており、自立更生の趣旨目的になじまないため、前記 1 (3) の場合には該当せず、原則どおり全額返還の対象としたこと、また、本件処分 2 について、請求人と夫は増額分について処分庁へ適切に収入申告をせず、本来受給すべき金額を超えた保護費を受給し費消したものである旨主張する。

確かに、請求人世帯からは、子の一時保護について、その後の子の状況について報告した経過は認められず、児童手当の増額についても、収入申告が行われた経過は認められない。

しがしながら、前記 (1) のとおり、法第 63 条による返還決定にあたっては、請求人世帯の状況を踏まえ、適切に裁量を行使しなければならないとされているところ、本件処分に至る経緯において、処分庁は、請求人から聴取した「生活費として費消した」とする事実について、その具体的な内容等の確認を行った経過及び前記 1 (3) 及び (4) の規定に照らす等して個別具体的に検討を行った経過は認められない。

また、請求人の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態及び当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、本件処分が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮した経過も認められない。

そして、前記審理関係人の主張の要旨 2 処分庁の主張 (3) アからウによると、処分庁は、令和元年 3 月 25 日に子が世帯に戻ったことに伴い保護費を追給していること、また、子が同年 5 月 10 日より一時保護されたことを把握していたことからすると、少なくとも請求人世帯の保護費に変動が生じる可能性があることは十分想定し得る状況にあったにもかかわらず、同年 11 月に至るまで何ら確認を行った形跡が認められないという特段の事情にも留意すべきである。

## (3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、その裁量権を行使するにあたり、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討す

べき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その手続きに違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

### 3. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月9日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



### 教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。